

第2次世界大戦時・戦後直後の日本における 「尊厳」概念に関する覚書[※]

服 部 寛

【目次】

はじめに——本稿の目的・内容

I. 日本（語）の「尊厳」概念の史的展開の素描

1. 新渡戸稲造『武士道』の原著・邦訳における“dignity”概念
2. 水戸学における「尊厳」概念——「國體尊厳」
3. 大正期における「尊厳」概念——西洋語の訳語の一コマとして？

II. 戦後の日本の法秩序における「尊厳」

1. 日本国憲法における「尊厳」概念
2. 「尊厳」の担い手としての「天皇（制）」あるいは「國體」——その理解の根深さ

III. 現代の日本における「尊厳」概念をめぐる諸相ないし議論（？）

1. 「品格」本ブームと“dignity”概念（と「尊厳」概念）
2. 日本法における「尊厳」概念（の少なさ）
3. 日本法における「尊厳」概念の実効性如何？

IV. 現代の日本における「尊厳」概念をめぐる若干の考察

1. 「尊厳」の担い手をめぐり
2. 戦時日本の「抵抗」運動における「尊厳」（？）

むすびにかえて

※紙幅の都合上、参考文献については、本稿筆者の観点から最低限のものに止めている。二重山括弧《 》は、本稿筆者による、キーワードやキーセンテンスの抽出、長文の節の整理などのために用いている。本稿における「戦後」とは、断らない限りは日本のそれであり、所謂「玉音放送」が流された1945（昭和20）年8月15日以降を指す。また、標題は「第2次世界大戦時」としているが、これは、拙稿〔服部, 2019〕と本稿が対をなすためであって、本稿では、所謂「15年戦争」観のもと、1931-45年を「戦時」の期間として考えている。文献類の直接引用において、旧字体・旧仮名遣いは、基本的に原文に従うよう努めている（が、徹底できていないところもあることをお断りしておく）。

はじめに——本稿の目的・内容

知られているとおり、日本の現行法を見ると、「人間の尊厳」という用語は、それ自体では、ほとんど見当たらない。この点は非—法律家ないし法（律）学を専門としない者からも指摘されていたところでもある（一例として、参照、[松田，2010：23-26]）。他方、日々のニュースや周りの諸事情に目や耳を傾けると、確かに、「尊厳」という言葉に出くわす機会は、以前よりも増えてきたようにも感じられる。事実、「〇〇の尊厳」という形で、何らかの担い手についての「尊厳」を規定する法律の数は、少しずつ増えてきている。このような実情を踏まえてからか、法学の学習者向けの定番の雑誌の一つである法学セミナー748号（2017年5月号）では、「人の『尊厳』と法秩序」という特集が組まれた。その冒頭（11頁）で、近年の憲法学において「尊厳」論に関し注目値する研究を進めている玉蟲由樹は、《法の世界での尊厳（論）の「復権」》を説いている¹⁾。だが、このような《法の世界における尊厳（論）の「復権」》は、本当に起こっているのだろうか？ 卑見はこの「復権」論に懐疑的である。この点については、近年の3つの事象を基に、法律における「尊厳」概念のいわば《空転状況》として以下で例示する（Ⅲ. 3.）。

尊厳（論）が「復権」していると言い難いのは、《法の世界》に限られることではない。むしろ、「尊厳」を真剣に考えるにあたっては、日常の生活世界における「尊厳」概念の位置が定まっていないことのほうを、深刻に考えなくてはならないように見える。強い形で換言すれば、《現代の日本社会において「人間の尊厳」が定着しているのか否か》という問いに対して、遺憾ながら、私見は懐疑的に回答せざるを得ないのである。そもそもの日常用語の「人間の尊厳」へと目を転じると、《同概念が（それが前提とするキリスト教自体が定着していない）日本に定着している（定着するの）か否か、それが難しいのであれば如何にしてか》という議論は、既に各分野の先人達が議論してきたところであった[堀米，1976；磯部，1983]²⁾。

では、「人間の尊厳」は、ドイツとは異なり、日本において（なぜ）定着していないのであろうか？ またそれはいつから・どのようなことを原因として、そのような事態に陥ってしまったのであろうか？ 一つの時間的な着眼点は、やはり、《個人の尊重》・《個人の尊厳》が規定された、戦後の日本国憲法の制定以降ということになろう。とは言え、「（人間の）尊厳」概念は、日本国憲法の制定よ

1) この《法の世界における尊厳（論）の復権》につき、玉蟲が引き合いに出すのは、2013年の非嫡出子相続分差別違憲決定における「個人の尊厳」の言及（と民法旧900条第4項ただし書の違憲の判断）である。その件の前に、玉蟲は、「尊厳」について、中身のある議論がそれほど行われてきていなかった旨をきちんと指摘してはいる。

2) 西洋史の権威である（この点については、参照、[磯部，1983，154；竹内，2010，289注15]）堀米庸三は、人間（性）の尊厳の思想（と人権の思想）につき、その思想が前提とするキリスト教が定着していない日本社会に定着することはなからう、と説いている[参照、堀米，1976：26-27]。この指摘を真剣に受け止めたのが、宗教哲学者の磯部忠正であった[磯部，1983：154-156から遡り特に152-154の件]。もっとも、堀米や磯部に対しては、《人間の尊厳》と《人権》とをほぼ同視している点について、注意が必要である（この点は次に述べる相良にも向けられる）。さらに、日本倫理思想史の研究者からは、日本人のものの考え方の心情の純粋性を乗り越えて「人間の尊厳」の確立の必要性が説かれる[参照、相良，1998a：1-3・133-152；同，1998b，57-73・194-206・226-236]。竹内整一は、相良の別の文献での記述を受けながら、「人間の尊貴性」について論じる（にあたり、堀米・磯部にも論及している）[竹内，2010：47-49・289-290注15]。竹内の見解については、本稿の「むすびにかえて」で再度言及する。

りも前に既に我が国に存在していた。我々の問題意識を浮き彫りにするには、他国との比較、とりわけ第2次世界大戦の戦時・戦後ともに、枢軸国－敗戦国として類似した形で取り扱われる、(西)ドイツとの比較が有益であろう。ボン基本法において規定されたところのものに対応した意味での「人間の尊厳」が、念頭に置かれる。本稿の筆者は、(西)ドイツに関する、「尊厳」概念につき、第2次世界大戦中・戦後直後の状況について、最近、小論を公表した〔服部, 2019〕。本稿は、この小論に引き続き、またそれと対を成す形で、日本の第2次世界大戦期・戦後直後の「尊厳」概念について、検討を行うものである。

ドイツにおいても、《ナチ期以前・ナチ期における「尊厳 (Würde)」概念》につき、決定的な研究が出ているわけではない。日本においても同様の状況を確認され得るところであり、とりわけ戦時期の「尊厳」概念については、管見によれば、先行研究においても、これまで取り扱われることが少なかったように見える。本稿は、この点に踏み込んでみると共に、関心をより今日的な方向に向け、「尊厳」概念が折に触れて声高に叫ばれるにもかかわらず空しく響く状況の背景につき、(比較的)最近の事象や、関連概念——とりわけ“dignity”の別の訳語でもある「品格」論の高まり——を念頭に、「尊厳」をめぐる議論に小さな一石を投じてみたい。

本論に入る前に、本稿が「尊厳」という語(だけないし語自体)に固執すること、その際にはその「尊厳」の語の意味内容に(あまり)深入りしないことを留意点として述べておく必要がある。無論、「尊厳」という語の意味や内実こそが重要であることは言を俟たない。その点は本稿もある程度意識はするが、ラテン語の原語の *dignitas* やドイツ語の *Würde* 概念と同様に、日本語の「尊厳」概念も多義的であることが考えられる。加えて、「尊重」や「尊さ」といった類語・関連語との(意味の)重なりは、おそらくドイツ語の *Würde* などよりも大きい(これは筆者の印象論に止まるが)。もし、「尊重」や「尊さ」まで検討の対象に含めるとなると、「尊厳」論の考察の射程もだいぶ広がってしまう。本稿が扱う諸見解や諸々のトポスはかなり多彩であり、「尊厳」概念(の外延)をより広げてしまうと、検討の対象も際限が無くなっていってしまう。そのような広がりを見据えた作業については機会を改めることにして、本稿では、「尊厳」にこだわり、戦時・戦後という激動の時代、さらには今日における様々な議論を見据えるための叩き台を提供することにしたい。いずれも、各時代の「尊厳」あるいは関連する語を「点」に見立てて、それを繋ぐであろう「線」をおぼろげながら引き、「人間の尊厳」概念を考察していく上での補助線として記すことを試みる。また、「尊厳」に関する先行業績については、確かに、枚挙に暇がないほど多く存在している³⁾。ただ、その中では、(比較的)日の目を見ないものが複数存するようと思われるほか、「法哲学」という学際的分野を主たる専攻とする身として、薄く広く文献を拾っていくことに努めることにしたい。

以下では、まず、近代化していく前・中・後の日本における「尊厳」の概念に関して、これまでの先行研究の中で正面から取り扱われることが比較的少ないように見える幾つかのポイントに論及する(I.)。続いて、戦後の日本の法秩序における「尊厳」と(II.)、現代の日本における「尊厳」につき、これに関連するであろう概念としての「品格」について軽く言及した後に、日本法における「尊厳」概念の実態について、気になる諸点に注目する(III.)。これらに対して、「尊厳」の担い手をめぐる問題と、拙稿〔服部, 2019: 本稿との関係につき, 154注47〕を意識する形で、戦時下の日本の「抵抗」運動における「尊厳」について簡単ながら触れておきたい(IV.)。

3) 本稿と関心が重なるものとしては、〔松田, 2012〕がある。本稿は、松田の同論文よりも、より「尊厳」概念に固執し、かつ法学的観点を意識している点で、違いを際立たせようとしている。

I. 日本（語）の「尊厳」概念の史的展開の素描

日本における「尊厳」概念の歴史を見るにあたり、おそらく、次の2つの視角を整理することが有益となるであろう。1つ目の視角は、日本語としての「尊厳」概念につき、その意味内容を追うことである。ここでは、《日本人が日本語としての「尊厳」をどのように理解してきたのか》ということが問題となり、あるいは、日本語としての「尊厳」が西洋における *dignity* や *Würde* 概念の内容と異なる様相を呈している、ということも考えられ得る。2つ目の視角は、西洋語の *dignity* や *Würde* の訳語としての「尊厳」あるいは別様の訳語に注目することである。こちらでは、《西洋語の *dignity* や *Würde* が日本人にどのように理解されていたか》ということが問題となる。

1. 新渡戸稲造『武士道』の原著・邦訳における“dignity”概念

この2つの視点がある意味で架橋しており、それぞれを見る上で適した出発点として、新渡戸稲造『武士道』に注目したい。というのも、同書はもともと英語で書かれており [Nitobe, 1899]、新渡戸が日本語における「尊厳」および類語を“dignity”という用語で説明している（そして、翻訳者が“dignity”という英単語を「尊厳」という日本語で拾っている）からである。即ち、同書において、我々は、一方で、日本人である新渡戸が「尊厳」および関連概念に“dignity”を用いている局面を通じて、(当時の)日本人の“dignity”概念の理解のあり方を確認することが可能であり(1つ目の視角)、他方で、訳書を通じてであるが、かかる新渡戸の“dignity”概念が日本語としてどのように訳されているかという点から、「尊厳」概念あるいはそれと重なるところのものが何であるのかを窺い知ることができるのである(2つ目の視角)。

新渡戸『武士道』の邦訳は複数存在するが、定番とされる矢内原忠雄⁴⁾による邦訳 [新渡戸 (矢内原訳), 1938] を基に、新渡戸の“dignity”概念と弟子の矢内原によるその訳出につき、武士道における重要なポイントを見ていこう: 武士に直接関係する形で“dignity”が語られる⁵⁾のは、まず、その徳目の一つである「誠 (veracity and sincerity)」においてである。武士の一言 (Bushu no ichigon) に関する件で、証文を書くことが、武士の“dignity”に適わしくないと考えられたというところで [Nitobe, 1899:62], 矢内原はこの“dignity”を「品位」と訳している [新渡戸 (矢内原訳), 1938:70; 新渡戸 (山本訳), 2010:78 では「威厳」とされる]。より直接的な箇所は、「名誉 (Honour)」に関する件であり、名誉の感覚は、“implying a vivid consciousness of personal dignity and worth, could not fail to characterize the samurai, born and bred to value the duties and privileges of their profession.”としている [Nitobe, 1899:68]。矢内原訳 [新渡戸 (矢内原訳), 1938:77] では、名誉の感覚は「人格の尊厳ならびに価値の明白なる自覚を含む。したがってかの生まれながらにして自己の身分に伴う義務と特権とを重んずるを知り、かつその教育を受けたる武士を、特徴づけず

4) 矢内原につき、その福音書の理解において、人間の尊厳を読み解くものとして、参照、[柳父, 2019:4-5]。

5) 武士の生き方などに直接関連する形ではないが、“dignity”概念は、武士の徳目の一つである「礼 (politeness)」が論じられるところに登場する。ゴール人がローマの元老院に闖入し元老達の髭を引っ張るといふ無礼を行ったことにつき、新渡戸は、ローマの元老たちの態度が“dignity”と“strength”を欠いていたことにつき非難の可能性を説いている [Nitobe, 1899:57]。矢内原訳ではこれらの原語の訳は「威厳」と「力」である [新渡戸 (矢内原訳), 1938:64]。山本訳でも、ここは「威厳」と「力」と訳されている [新渡戸 (山本訳), 2010:71]。

しては措^おかなかつた」とある。矢内原訳において“dignity”を「尊厳」と訳しているのは、この箇所のみである（[新渡戸（山本訳），2010：87]も「人格の尊厳」とする）。“dignity”は、武士の「克己（self-control）」に関する章でも見られ、そこでは、武士が感情を表に出すことが男らしくないことの例として、父親が子供を抱くことが彼〔父親〕の“dignity”を傷つけるものとされている〔Nitobe, 1899：86〕。矢内原はここでの“dignity”を「威厳」と訳している〔新渡戸（矢内原訳），1938：100；新渡戸（山本訳），2010，117も同様〕。そして、武士の自殺および復仇（切腹と敵討）に関する章で、切腹の一例として、滝善三郎の事例を説明する件で、善三郎が高座に上るにあたり“Slowly and with great dignity”とある〔Nitobe, 1899：95〕。矢内原はこの“dignity”を「威儀」と訳す（〔新渡戸（矢内原訳），1938：112；新渡戸（山本訳），2010：131は「威厳」とする）。

以上が、新渡戸『武士道』において“dignity”という語が出てくる箇所（注5で述べたところを含め、全部で5箇所）と、矢内原（および山本）による訳出のあり方である⁶⁾。我々は次の2点を確認しておこう。1点目は、“dignity”の内実が示すもの（あるいはその訳語）についてである。新渡戸が同概念を用いているのは、今日の我々が考える「尊厳」という訳や意味よりも、「威厳」や「品位」といった意味合いが念頭におかれているものと見てよい。2点目は、“dignity”の担い手であり、基本的には、それは武士に限定されている。確かに「人格の尊厳」と訳される“personal dignity”というものが説かれるにせよ、その担い手も、武士であると言える。端的にまとめれば：日本の道徳的原理として武士道を引き合いに出しそれを英語で説明する新渡戸と、彼の影響下にあり同書を日本（語）で訳出した——そして訳出するに最も適任でもあった——矢内原において、“dignity”とは、少なくとも今日的な意味での「（人間の）尊厳」というものではなく、むしろ「武士」の「品位」や「威厳」という意味で観念されていたのである。ちなみに、関連する語として、“dignified”にも一瞥しておく：新渡戸は2箇所で“dignified”という用語を使用しており〔Nitobe, 1899：47 and 84〕、矢内原訳では順に「品位を保てる」／「威厳」と訳出されている〔新渡戸（矢内原訳），1938：53・98〕。山本訳での相応の箇所でもほとんど同様の訳がなされている〔新渡戸（山本訳），2010：55・115〕。

この新渡戸の『武士道』は、日本思想史の研究領域においては、「かつて日本社会に生きていた武士たちの実像と食い違う点が多い」とされ〔荻部・片岡編，2008：6（荻部によるまえがき）〕、「武士道」に関する文献を一瞥すると、正面から扱われることは少ない〔例：相良，2010〕。だが、今日の我々の一般的な《ものの考え方》の次元において、その影響はなおも強い。その一つの表れは、藤原正彦『国家の品格』（藤原，2005）において見出すことができる。この点については後述する（Ⅲ. 1.）。

2. 水戸学における「尊厳」概念——「國體尊厳」

第1の視角、即ち《日本語としての「尊厳」》に、的を絞っていこう。

まず重要なこととして、《日本語の「尊厳」は、欧米の原語（dignitas, Würde など）の翻訳語として作られたのではなく、言葉としてそれ以前より存在していた》という事実である。よく挙げられるのは、江戸時代の水戸学のテキストであり（一例として、徳川斉昭の「弘道館記」。〔今井・瀬

6) 新渡戸『武士道』の他の訳として、樋口・国分訳〔新渡戸（樋口・国分訳），2008〕では、順に、「威厳」（100頁、ローマの元老院議員の件）、「沽券」（112頁、武士が証文を書くことの件）、「個人の尊厳」（126頁、武士の名誉の感覚に関する件）、「威厳」（172頁、克己の章）、「威風」（194頁、自害・切腹に関する滝善太郎の例）とされている。

谷・尾藤校注, 1973: 230-232], そこでの「尊厳」の主体は「國體」であった。このことはよく知られており, 特に「國體」については研究の蓄積があるので, 本稿ではこれ以上立ち入らないで置き, 詳細については日本思想史に関わる諸文献に委ねる。

3. 大正期における「尊厳」概念——西洋語の訳語の一コマとして？

では, 西欧における「人間の尊厳 (human dignity, Menschenwürde 等)」の概念が, 日本語としての「尊厳」をそのまま受け継ぎながら (あるいはその理解の下で), 近代化していく日本 (≒明治期以降) の中でどのように受け容れられていったのであろうか? ——この問いに関する確定的な答えは, この小論ではなし得ないが, 一つの典拠として, 拙稿 [服部, 2019: 155] でもごく簡単に論及した, 吉田静致『國民道徳の新修養』[吉田, 1914] を挙げることができる⁷⁾。明治期-大正期の倫理学の礎を築いたとされる吉田は, 同書の「現代の思潮」という章において, 今日 [当時] の思想について, 教育・徳育の問題に対する欠陥の一つ⁸⁾ に, 人間の尊厳が十分に認められていないことを説いている。具体的に見てみると:

「…人間といふものは, 實に尊いものである, 自然物と異つて, 精神的倫理的的存在物である實に倫理上一大使命を根底として居る尊嚴なものであるといふことを理會して居る者が少い, 自らを賤しめず人間の尊嚴といふことに氣が附いたならば悪いことは出來ぬのであるが, そんなことに氣が附かぬ, 人間の尊嚴といふことに付て, 獨逸の碩學ヘーゲルは, 自ら人格たれさうして他の人格を尊重せよといふことを言て居るが, これは千古の眞理であります, 自分が本當の人間となり, さうして他人の尊嚴を認めて, お互に立派な人格となつて成立て行かなければならぬ, と言たことは誠に同意である, 己を重んじなければならぬ人を重んじなければならぬ, といふことは, 道徳の重要な根底となるものであります」[吉田, 1914: 43-44]。

興味深いことは, 吉田が人間の尊嚴について説くにあたり, 引き合いに出しているのが, 尊嚴論を論じる上で定石とも言えるカントではなく, ヘーゲルである, ということである。肝心のヘーゲルの一節の出典は, 吉田は明示していないが, おそらくは, 『法哲学綱領』の §36 に「一個の人格であれ, そしてもろもろの他人を人格として尊重せよ」(“sei eine Person und respektiere die anderen als Personen.”) [Hegel, 1821 [2017], 62 (邦訳: 85)], とあるところであろう。

吉田の同書でさらに興味深いのは, 当時世界的に注目を集め広まっていたとも言える優生学について, 吉田が, 人間の尊嚴を毀損する旨を説いて反対していることである。「社會的害悪と優生學」という章において, 吉田は, 今日の社会における体質上の墮落・退化に対する, 人種改善学・優生学の出現について触れ, イギリスのガルトンの見解を簡単に紹介する [吉田, 1914: 148-154]。このような優生学が, 立法としても行われてきている実態につき, アメリカ, ドイツ, オーストリアにおける関連の実態について触れながら, これらに対する吉田自身の見解を, 次のように述べる (引用文中, 一夫一妻制などをめぐる箇所があるが, 一部省略する):

「…段々悪い方の連中の子孫の無くなる方法を一方では講じて居る, 立法の制裁に依てやつて居る, さ

7) 吉田静致 (1872-1945) については, 参照, [山田, 1962]。

8) 吉田が説く, 教育・徳育に関する欠陥のうち, 他のものは, 自発性と, 敬虔の念である [吉田, 1914: 49 以下]。

うして一方には、金品其他の懸賞に依て、優良なる男女の結婚を奨励して居る、そこに至つては私は大反対であります、人間の尊厳を毀損します、道德の威厳を損なひます、單なる動物、犬や猫とか又は馬匹の改良といふことならば、これを取捉まへて色々人間が勝手にして優良なる種を造るといふことも宜からうが、苟も人間、相當の理性觀を持て居る人間に對して、懸賞だとか或は立法の制裁杯といふ様なことに依て此人倫の大問題たる結婚といふ様な神聖な事業を左右せんとすることは、これは道德に關係して居る所の一人として大々の抗義を申込まなければならぬのであります、それは甚だ不都合であります、人間に對する方法としては賛成は出來ぬ、無論優良なる男女の結婚に依て優良なる子供を繁殖せしめて行くことは宜いことであるが、さういふことは人間各自が良心的態度に本づいて、自發的に進んで爲さうといふことになつて各々がさういふ目的の爲に貢獻しやうといふやうになつてこそ始めて眞の正しき道に適つたといふことが出来るのであります、…… [中略] ……矢張り人間の立場からは一夫一妻といふことは誠に理想的なる家庭の組織であります、其の理想的なる家庭の組織を破壊してまでも動物的に改善發展させるといふことは、どうしても道德に關係して居る一人として反対せざるを得ぬ、要するにそれ等は生物とか遺傳とか進化とかいふて常に動物や植物を取扱つて居るものだから、人間の尊厳とか敬虔の念とかいふ尊とい側を忘却して仕舞つて居るものゝ考で甚だ宜くない、何處迄も自發的に人格なりとの自覺に本づいてどこまでも之を實行して行くといふ態度に立たなければならぬ…」 [吉田, 1914 : 155-157]。

吉田の優生学批判が正当なものか否か、その批判の程度如何については、別に検討の余地があるう⁹⁾。ここでは、「人間の尊厳」に並んで「敬虔の念」ということを挙げ、これらから、前者に對して、人間の「尊とい」側面を、動植物に對して見ていることが、さしあたり重要である。

とはいへ、《吉田が「人間の尊厳」を道德的に至上のものと考えている》云々として簡単に物事を片付けることができるわけではない。国民の徳育を問題とする吉田において、同書で行き着く先には、「國體の尊嚴」がある。国家と道德との關係のあり方について述べた後に展開される「國體の尊嚴と徳育」という章において、吉田は、徳育における日本の國體の意義をベースとした見解を展開する [吉田, 1914 : 特に 224 以下]。即ち、吉田の行論においては、一方において、人間自体の「尊嚴」が説かれるも、他方においては、「國體」にも尊嚴が認められる。問題は、《人間の尊嚴》と《國體の尊嚴》のどちらが重いのか、ということである。さらには、吉田が言う「尊嚴」とは何なのか、はっきりしているとは言い難い。

視線を一気に戦時期に移してしまうと：以降、戦時期に入り、尊嚴の前につく「○○の」の「○○」にあたる部分に入るものとしては、國體のほか、皇位などが挙げられる。公的なテキストのみに絞って見ておくと：1937 (昭和 12) 年に文部省から出版された『國體の本義』では、皇位 (同 18 頁)・

9) 例えば、吉田・同書の最後に附説として「現代社會の害悪と優生學の效果」として、再度優生学について論究しているところでは、「…優生學の目的とするところに對しては余は固より賛同を吝まざれども、その之を實現する爲めに執らるゝ手段の餘りに多く人間の尊嚴を毀損し人間を動物扱ひにしてその道德心を萎靡せしむるものあるのみならず更らに根本的にして之なくしては優生學的的實現も不可能なるべしと信せらるゝ、實質的公正といふ先決問題を閑却し去れる點につきては徹頭徹尾反対せざるを得ず」 [吉田, 1914 : 255] とあり、「余は重ねて言ふ、余は優生學の窮極の目的とする所のものに對しては決して反對の意見を有するにあらざるのみならず、却つて其の一日も早く實現されんことを希ふものなれども…」 [同 260, 以下同旨が展開される] とあるように、優生学自体については、吉田が含みを残している。ここで吉田がワレス (ウォレス, Alfred Russel Wallace) などを引きつつ (不) 公正の問題を論じているところなどについて、日本の優生学 (史) と倫理学 (史) との関連などから論じることが、本稿の筆者の力量を遙かに超えるところである。

皇統（同19頁）・三種の神器（同20頁）につき「尊厳」が説かれている。同年に帝國學士院が編纂した『皇室制度史（第一卷）』においては、「我が國體の尊嚴は、一に皇位の尊嚴に基く。」として、古代以降の文献における文章に照らしてこれを説明している（165-169頁）。戦時期（特にここで言及した「皇位の尊嚴」）については、IV. 2. にて治安維持法との関連で再度触れる。

II. 戦後の日本の法秩序における「尊厳」

1. 日本国憲法における「尊厳」概念

戦後、大日本帝国憲法の改正という形で、日本国憲法が制定された。同法における、《個人の尊重》（第13条）や「個人の尊嚴」（第24条第2項、民法第2条（旧第1条の2）についても）と《人間の尊嚴》については、既に、ホセ・ヨンパルト〔ヨンパルト、1990〕や青柳幸一〔青柳、1996〕らによる先行研究の蓄積がある（他面で、「（人間の）尊嚴」概念に違和感を持つものとして、〔森村、2008〕などがある）。それらに直結して新しい事柄をもたらすような議論を展開することを（少なくとも直接の）目的としていない本稿では、この点には立ち入らない。一言だけしておく：これらの概念のもとで「尊嚴」の担い手とされる「個人」につき、また、その担い手としての意味がどれほど重要な意味を果たしているのかにつき、いったん検討されてよいように思われる。これは、今日における日本の法秩序における「尊嚴」概念の規定に関する件で後述する（III. 3.）。

2. 「尊嚴」の担い手としての「天皇（制）」あるいは「國體」——その理解の根深さ

先にI. 2.・3. で述べた、《國體の尊嚴》という、尊嚴の担い手として《國體》を据えることは、戦後の（憲）法学や憲法判例にも見受けられる。一例は、所謂「天皇制プラカード事件」である。この点については、拙稿〔服部、2019：158-159〕において述べたので、ここではそこで述べたポイントのみごく簡単に触れておく：同判決中には、「天皇」「皇族」の尊嚴といった語が見受けられる。他面で、それらとは異なり「人間の尊嚴」や「個人の尊嚴」について言及し得たはずの被告人やその代理人においても、そうした語は見受けられず、「天皇位」の尊嚴といった語を用いるという点では、判決文と大きく異なるところがなかったのであった。

（憲）法学のほうに目を移そう。戦後の早い段階で起きた、所謂「佐々木-和辻論争」や「尾高-宮沢論争」における「尊嚴」の担い手の意識を一瞥しておく：前者の「佐々木-和辻論争」においては、和辻哲郎は、同論争の争点の一つである、天皇と統治権をめぐる問題の件で、明治以前の天皇の歴史に関して、江戸幕府における天皇を説明する件で、天皇の「尊さ」ならびに朝廷の「尊嚴」につき語っている〔和辻、1947：48〕。他方の佐々木惣一も、「天皇の尊嚴」について述べている：（大日本）帝国憲法改正に際して、佐々木は、1946（昭和21）年10月5日に、帝国議会貴族院において、帝国憲法改正案に対する反対の演説を行った（佐々木惣一「帝國憲法改正案に對して貴族院壇上より」、〔佐々木、1947：152-201〕）。この演説において、帝国憲法第3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」の「神聖」の意味につき、それが「天皇の尊嚴と云ふものは、天皇に相應しく之を保たなくてはならぬと云ふこと」を言ったものであり、「此の規定がありまするが故に、獨り政治に付てのみならず、一般の行動に付て、國家は天皇に對して其の尊嚴を侵すと認めらるゝやうな取扱をなしてはならぬのであります」と言う〔佐々木、1947：172。また國體に関する件では、159頁に〔一般的に広まった用語として〕「國體の尊嚴」について論及している〕。

もう一つの論争である所謂「尾高－宮沢論争」に目を向けると¹⁰⁾：「尊嚴」という用語を使用しているのは、尾高である。まず、有名な論稿である尾高「國民主權と天皇制」における、國民主權主義と天皇制との関係につき、次のように述べるところを見ておく：「…國民主權主義と天皇制とは一見對立してゐるがごとくに見へて、實はその根本において歸一するところをもつものであることが知られる。これまでの日本では、天皇制が絶対に尊嚴なものとされて來たけれども、それは單に天皇統治なるが故に尊いのではなくて、天皇統治は正しい統治の理念なるが故に尊嚴であり得たのである。同様に、國民主權もまた、決してただ國民が主權者であるといふことだけで、讚美に値するのではない。國民精神が弛緩・墮落し、民主政治が輕佻浮薄な衆愚政治に化した場合には、國民主權主義はその誇るべき偉大さを全く喪失するであらう。國民主權主義が尊いのは、やはりそれが正しい統治意志の理念を表現してゐるがために外ならないである」[尾高, 1947b: 40-41, 傍点は尾高による]。これと同時期の別の論文においても、天皇制と國民主權主義との相違・関連性を見るところにおいて、天皇制の実態をみる件で、明治以來における天皇制につき、「明治以來、天皇親政の古制に復したといはれるけれども、大正となり、昭和をなつては、はたしてそれがどこまで眞實だつたであらうか。國體の尊嚴が最も力説された満州事變以來の十餘年間においてさへ、天皇

10) 最近、この「尾高－宮沢論争」を「ノモス論争」と呼ぶものがある [井上, 2019: 123 注 12]。この「ノモス論争」なる「語法」は、1970年代に芦部信喜の「国法学」で用いられていたものとされており、かかる論争において「係争点が『法（ノモス）の支配』にあったことを明確にしている」ために、「ノモス論争」という用語を用いることにしている、とされる。しかし、この「ノモス論争」と呼ぶことについては、次の理由から、従うことはできない。第一に、論争をこのように呼称してしまうことは、尾高と宮沢との間で、他ならぬ「ノモス」概念が（主要）争点となっていたのか、しっかりと検討しなければならないはずである。しかし、この概念自体は、所謂「ノモス主權」を唱える尾高には見受けられても、宮沢には当該概念を言及するような気配は、管見では見受けられない。第二に、このことと関連して、「ノモス論争」という呼称は、「ノモス」を（一方的に）意識している尾高を論争のメインに据えるという意味において、「中立的」な見方とは言えない。宮沢においても《ノモス－法》の支配が「係争点」というよりもトポスとして明確に意識されているのであればさておき（このことの挙証責任は、このような論争の呼称を用いようとする人間に課せられている）、そうでないのであれば、「ノモス論争」として当該概念を一方的に用いている尾高の立場を——それを肯定的であれ否定的であれ——強烈に中心に位置づける見方の「偏り」からして、論争自体を「公正」に扱うような呼称とは言えないであろう。このことは、さらに、第三に、かかる尾高の「ノモス（主權）」についての考え（の系譜）に自分自身の見解を据え、それを「主流派」法哲学の系譜として凝固せんとする、日本の法（哲）学史に関する一種の「イデオロギー」的な「すり込み」の意図が透けて見えることへの警戒感である。関連して言えば、このような見解において、「戦後の主流派法哲学」に対する諸々の批判が見受けられるが（参照、[井上, 同書, ix]）、学界の周縁部に追いやられて久しい「法律学方法論」に従事してきた本稿筆者の観点から見れば、「戦後の主流派法哲学」の中軸にいた人間こそ、（尾高－）碧海純一－井上達夫（そして彼等の影響を受けた人物たち）ではないのか、という素朴な疑問を抱かざるを得ない。さらに付言すれば、「ノモス論争」を取り上げる件の考察の見出しは「国体問題の法哲学的基層」と銘打たれているが、そこで言及されている「国体」に関する宮沢・尾高の見解およびそれに関する考察は、これまで「尾高－宮沢論争」の名称のもとで考察されてきた研究における「国体」概念をめぐる諸点に何か新しい知見をもたらすものではないように見える（そもそも、なぜこれまでの（憲）法学者が「ノモス論争」と呼ばなかったのか?）。まとめると：卑見は、「尾高－宮沢論争」をわざわざ「ノモス論争」と呼び代えることの必要性は何ら感じるものではなく、いわんや、そのような尾高寄りのバイアスをかけた形で「戦後法理論の原点」[同 129]と据えることは、むしろ上記のような、特定の法哲学的な流れを一方的に（かつ「政治的」に、もっと言えば不必要な形で）凝固固めるという意味で、一種の危険性すら感じている。

統治の名の下に、實は一部の政治勢力が國政をほしいままにして、日本の運命を左右して行つたのではなかつたか」とある〔尾高, 1947a: 50〕。この時の尾高において「尊厳」の担い手として考えられていたのは、天皇（制）・天皇統治・國體といったものであり、「人間」や「個人」（ひいては「国民」）ではなかつた。また「尊厳」の意味は、おそらくは「尊い」ということとほとんど同義に觀念されているように見える。もう一方の宮澤については、後に取り上げる（注25）。

以上は、これら2つの「論争」の諸当事者につき、《天皇ないし國體の尊厳》という用語が使用されていることを見たとすぎない。だがこれらの諸当事者において、他ならぬ《人間の尊厳》という概念を見出し得ないのも、また事実である——この点は文献のさらなる研究が俟たれる。このささやかな事実から、次の2点に、注意を促しておこう：1点目は、「尊厳」の担い手に関するこれら論争の当事者の意識である。終戦直後という時期において、旧体制の大日本帝國憲法（の扱い）如何を念頭に置かなければならないという時代的狀況はあれど、論争の当事者たちにおいては、「尊厳」の担い手として、「天皇（制）」や「國體」を考える段階に（未だ）止まっていた。他面で、「人間」や「個人」を尊厳の担い手として説くところは、管見のかぎり、見られない。第2は、「尊厳」の内実である。この点は深く論じられているわけではないが、——卑見によれば、天皇（制）や國體という特別の立場に鑑みて——「尊い」ということを強めたという意味合いに止まるのであろう。

Ⅲ. 現代の日本における「尊厳」概念をめぐる諸相ないし議論（?）

1. 「品格」本ブームと“dignity”概念（と「尊厳」概念）

小論の冒頭で簡単に触れたように、日本において「尊厳」概念が（さほど）論じられ（てきていない代わりに、興味深い現象として小論が注目したいのは、少し前に話題を呼んだ「品格」本ブームである。藤原正彦『国家の品格』〔藤原, 2005〕や坂東眞理子『女性の品格』〔坂東, 2006〕が注目を集めベストセラーとなり、2006年に、「品格」は、「イナバウアー」と並び、流行語大賞を獲得している¹¹⁾。上記の2つの書籍のほか、「品格」を題名に関する本は、雨後の筍のごとく出版された。「○○の品格」の「○○」に当てはまるものとして、男、大学生、スポーツ、ゴルフ、会社、子供、朝食、名古屋…といった具合である。無論、これらの「品格」ブーム（あるいはその底に一定程度共通して存する保守的な思想傾向）に対して批判的なものもある。本節では、紙幅の都合上、委細については立ち入らず、藤原と坂東の前掲書に検討の対象を限定する。

「尊厳」の文脈から重要なのは、ここで語られている「品格」なるものと「尊厳」との関係である。藤原と坂東の2つの本は、世間の注目を集めたこともあり、英語へと翻訳された。肝心なのは、そのタイトルであり、それぞれ、“The Dignity of the Nation”・“The Dignity of a Woman”と、「品格」が“dignity”と訳されている〔Fujiwara (trans. by Murray), 2007; Bando (trans. by Vardaman), 2008〕。前提知識を欠いてこれら訳書を見た場合、藤原や坂東の著作が《品格-dignity-尊厳》を扱ったもの（つまり品格と尊厳とがほぼ同義とされる）、と解されてしまう余地も多分に生じる。しかし、《藤原や坂東が、“dignity”と訳されている「品格」を「尊厳」という意味で理解しているか》という、管見によれば、そうではないようである。

藤原について、彼の原著を紐解くと、実は、「人間の尊厳」というもの自体について、かなり距離を

11) 次のURLを参照：<https://www.jiyu.co.jp/singo/index.php?eid=00023>（最終アクセス日：2019年10月18日）

置いている——もっと言えば懐疑的でさえある。欧米の「論理」や近代的合理精神に批判的である藤原は、「自由」・「平等」と並んで、「人間の尊厳」についても、「ヒューマニズム」と「人権」と並んで、カルヴァン主義への信仰に過ぎず、ジョン・ロックによるそのいかがわしい拡大解釈である、とする〔藤原, 2005: 74〕。この箇所が、英訳においてドロップされている〔Fujiwara (trans. by Murray), 2007: 102〕ことは、小さからぬ問題であることを付言しておく。西欧の「人間中心主義」を抑制すべきことを説く〔藤原, 2005: 151-153〕藤原が重視するのは「情緒と形」であり、とりわけ、新渡戸『武士道』を高く持ち上げ、(新渡戸が説くところの)「武士道精神」の復活を主張する〔藤原, 2005: 特に第5章〕。

坂東『女性の品格』の英訳は、中高生の英語の学習書であり、その性格上、巻末に「Word List」が載っている。ここで「dignity」の項目を見ると、「尊厳」という訳語はそこに存在しない〔Bando (trans. by Vardaman), 2008: 232, すぐ上の「dignified」の訳語も「威厳のある, 品格のある」としかなない〕。坂東自身の「品格」の定義は、別の講演の、「当たり前のことを負担に思わないで当たり前前にできる」としているところにある〔坂東, 2011: 1〕。これは、「尊厳」の(日常用語的な)意味から遠い。坂東は、「女性の品格」をこえて、「人間の品格」についても語っている。曰く:「神様や仏様など人間を超越した存在 (something great) から見て恥ずかしいことをしていないと断言できる行動をするのが、人間の品格の基本です」〔坂東, 2006: 220〕。もっともな意見だが、この「品格」を「尊厳」に置き換えられるかについては、簡単には首肯できない。

以上に見たところからだけでも、流行語となった「品格」のメインの2著作は、英訳されるに当たり“dignity”の語が当てられそのことが「尊厳」との重なりを想起させるものではあるが、実は、そこでの「品格」は「尊厳」と異なるものであったということ、我々は知ることができる。事実、「品格」がブームになっても、「尊厳」はブームとならなかった。上述の「〇〇の品格」本を一瞥した限り、「尊厳」を正面から論じたものは、私の現段階の読解では、まだ出くわしていない¹²⁾。

2. 日本法における「尊厳」概念 (の少なさ)

では、「尊厳」という用語が広まりを見せているかということ、確かに、ニュース等で「尊厳」という用語を耳にする機会はあれど、少なくとも私にとっては、その機会はまだまだ多くはない。「人間の尊厳」となるとより頻度は下がる。この点に関して、「尊厳」の概念が法令(政令を含んでも)に数えるほどしか規定されていない、ということ指摘しておく必要もあるであろう。「e-Gov 法令検索」によると、「尊厳」の用語を含む条文は、39件しか存在しない¹³⁾。《〇〇の尊厳》という尊厳の担い手(〇〇に当たる部分)が特定されているようなものを挙げると、以下(3.)で挙げるほかは、婦人(婦人補導員法第2条)、難病の患者(難病の患者に対する医療等に関する法律第2条)、がん患者(がん対策基本法第2条)などである。その他(あるいは今挙げたものの中のいくつかも)、《個人としての尊厳》という形で、成年被後見人(後述の3.(2))、子ども・若者(子ども・若者育成支援推進法)などが考えられてもいる。より重要なのは、これらの《〇〇の尊厳》と掲げる規定が、今日の日本社会において、どのような・どれほどの意味を持ち得ているのか否か、ということである。この点について、節を変えて述べることにしたい。

12) 前述および後述する「國體」との関連では、戦時期の国体論の一部においては、国家の「品格」の問題が、皇国の体制にとって重視されていたことを、ここで付言しておこう。参照、〔正木, 1942: 特に78〕。

13) 次のURLを参照: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ (最終アクセス日: 2019年10月18日)。少し前では、〔松田, 2010: 23-28〕に、同様の言及がある。

3. 日本法における「尊厳」概念の実効性如何？

超高齢化社会、無縁社会、分断社会…と、現代の日本社会に対して、様々な視角から、問題の分析が行われてきている。以下、本節では、これらのうち、「問題意識」として（比較的）広く共有されており、少なからぬ人々に衝撃を与えた問題や事象・出来事に対して「尊厳」という観点から焦点を当てることを試みる。より具体的に言えば、以下で取り上げる諸問題につき、「尊厳」を規定する法律がどれほどの意味を持ち得ているのか否か、ということから、迫ってみたい。

(1) 児童・生徒のいじめの問題：毎週のように、特に小・中学校におけるいじめ、ひいてはいじめられた生徒が自殺したというニュースが報じられるようになってしまっていて久しい。2011年の滋賀県大津市で起きた、いじめられた生徒が自殺した事件を一つの契機として、2012年に制定された、「いじめ防止対策推進法」は（同法については参照、[梶山, 2013:特に4-6]）、その第1条において、「児童等の尊厳を保持」する云々…と謳っている。問題は、このように「児童等の尊厳」と明記されていることが、果たしてどれほどの成果を発揮しているか、である。同条が同法の目的規定に過ぎないと言うことはさておき、やむことのない、いじめ、いじめられた生徒の自殺、学校や教育委員会の対応（の問題性）などに関する報道を鑑みるに、同条が効果的に作用しているとは、およそ言い難い。私の印象論に止まるが、ニュースなどでは、同法の同条に論及されること自体、稀のように思われる。

(2) 老々社会・多死社会・無縁社会（特に高齢者）：高齢化社会から高齢社会を経て超高齢社会にあるとされる今日の日本社会において、とりわけ高齢者が抱え（また高齢者の周囲の人々も）直面する諸問題は、重大に受け止められている。小論では論じないが、例えば、介護やケア（一般）、認知症患者との向き合い方など、文献や議論について枚挙に遑が無い。老々社会・多死社会といった用語の下で語られる現代日本社会において、高齢者の位置づけは難しい問題を提起している。小論のテーマである「尊厳」との関係ではどうか？2016年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、第3条第1項で挙げられている基本理念のうち、ノーマライゼーションとの関係で、成年被後見人などの個人としての尊厳が掲げられている（同法については、参照、[高山, 2017]）。だが、だからといって、この「尊厳」から何らかの具体的な権利などが導出されるのかどうかについては、管見の限り、主立った議論が見受けられない。もっと言えば、成年後見制度自体が十分に利用されていないという事態から制定されるに至った同法の後に、同制度が活発化し、ひいては成年被後見人を越えて高齢者自体の「立場」が充実したものになったかどうかについては、検証の余地があるが、同法のいわば《被成年後見人の個人としての尊厳》という規定単体が持つ効果は限定的であると言わざるを得ない。

この文脈で、いわゆる尊厳死についても付言しておいたほうがよいであろう。著作『安楽死で死なせて下さい』で物議を醸した橋田壽賀子は、同著の第三章を「人間の尊厳とはなんだろう」としている。他面で、「尊厳」（概念）については、「人間の尊厳とは何なのか、考えることがあります。尊厳を守るとひと口に言うけれど、守られるべき尊厳は千差万別です。自分にとっての尊厳は、その人その人で違うからです。」と、厳然とした定義をせず、いわば相対主義的な考えに立っている[橋田, 2017:101-102]。かく言う橋田自身は[安楽死-尊厳死を望むにも拘わらず]、「…私、生きている間はちゃんと生きたいんです。死ぬまでは元気で生きていたい。それが私の望む尊厳です。」と述べる[橋田, 2017:109]。橋田の尊厳死-安楽死の考え方の当否は横に置くとして、そう考えるに至るプロセス、とりわけ、老い（と、かかりつけ医の重要性）・生きがい-仕事・人的関係（の喪失）といった諸点は、注目に値する。しかし、上記の「尊厳」理解に見受けられるように、結局

のところ、橋田以外にとって、あるいは尊厳死以外の局面にも妥当する「尊厳」とは何なのかについて、明確な定義がない。橋田の死生観の一つを成している「戦争体験」については後述する。

あるいは、橋田の言う《ちゃんと生きる》ということが「尊厳」概念にとって示唆するところがあるかもしれない。それが《死ぬまでは元気で生きる》ということに尽きるのか、「ちゃんと」とは実に意味深長である¹⁴⁾。

(3) 所謂「相模原事件」：2016年7月26日に発生した、いわゆる相模原事件は、我々に大きな衝撃を与えた。犠牲者や被害者が障害者であったこと、犯行のあり方など、注目を集め多くの議論を呼んだ一方で、他ならぬ「尊厳」という点において、看過すべからざる保坂展人の次の指摘が尚も等閑視されているように外ならない。保坂は、事件の報道において、障害者権利条約のほか、事件の数ヶ月前に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にほとんど触れられていない点を鋭く指摘している〔保坂、2016：46-47〕。同法の第1条には、《障害者の個人としての尊厳》が確かに掲げられている。しかし、保坂が指摘するように、あるいは今日に至るまで、その「尊厳」という文言自体に出くわすことは、ほとんどないか、ごく稀である¹⁵⁾。

(4) 小括：本節(3.)で取り上げた、諸法規・条項における「尊厳」概念は、何らかの積極的な意味を果たしているのであろうか？ 卑見はこの問いに肯定的に答えることができないでいる。むしろ、法律において高々と掲げられているこれらの規定は、いわば空転しているかのように見える。果たして、これら「尊厳」(の規定)は、今日、どのような文脈で・どういった意味を担っているのであろうか？ そしてそれが「人間の尊厳」という意味で効果を発揮できる(そうした意味において「実効力のある」ものとする)ようにするためには、何が必要なのであろうか？ この点に立ち入るためには、今日の一般的な「尊厳」概念について、いまいちど目をやる必要がある。

IV. 現代の日本における「尊厳」概念をめぐる若干の考察

1. 「尊厳」の担い手をめぐり

まず、尊厳の担い手¹⁶⁾の問題について、整理をしておきたい。「人間の尊厳」以外にも、「〇〇の尊厳」という形で、「〇〇」に入るものは、多様であって、むしろ「人間」以外のもののほうが多い。日本に特徴的なのは、「自然」への尊厳——あるいはより適切には「畏敬」の念——が強いという

14) 最近の上野千鶴子との対談では、上野の巧みな話しぶりから(他面で、橋田の(安楽死の)主張に対して上野は異論を提示しているようでもあるが)、クルーズの途中で生死をさまよった以降の橋田の(安楽)死の考えがほとんど変わらない形で提示されており、《ちゃんと生きる》ではなく「よく生きている」ということについての橋田の見解も示されているが、そこでは、《人のお世話になる》か否かということが重要な指標となっている〔上野＝橋田、2019：15〕。残念なのは、上野との対談においても、橋田から(あるいは上野においても?)、「尊厳」なるものについての論及が無かった、という点である。

15) なお、拙稿〔服部、2019〕において、この相模原事件にも関わる形で自己決定(権)について批判を加えている、小松美彦の見解を、紙幅と時間の都合上、十分に扱えていなかった。本稿でもこの作業に従事できていないため、なおも他日を期したい。

16) 拙稿〔服部、2019〕では、「尊厳」の「主体」という表現を使用していたが、主体(subject)という近代性を思わせる語から、本稿ではこれを「担い手」に改める。

ことにある¹⁷⁾。例えば、富士山も、畏敬の念の対象とされる¹⁸⁾。ここでまたも翻訳の問題を持ち出すと、「Mt. Fuji Charter」には“dignity”の文字を確認できる¹⁹⁾。もっとも、自然への畏敬の念は、日本(人)が独占しているものでもない。例えばシュヴァイツァーの見解が知られている²⁰⁾。「畏敬」と「尊厳」との違いあるいは関連についても、詰めるべき点は存するであろう。

2. 戦時日本の「抵抗」運動における「尊厳」(?)

尊厳の担い手につき、戦時期に引き合いに出されていたのは、「國體の尊厳」や「皇位の尊厳」であった。この点に関し、拙稿ではドイツについて拾っていった、戦時の体制への抵抗運動という観点と絡めて、日本ではどうだったかについて、気づいた点を以下、覚書として記しておく。

体制側を見ると、上述のとおり、公的なテキストにおいては、「國體の尊厳」・「皇位の尊厳」という文言が目立つ。そして、法律上注目すべきは、1941(昭和16)年に改正された、治安維持法の第7条にある「神宮若ハ皇室ノ尊嚴」である。これが、尊厳が体制側に強烈に埋めこまれた一つの契機であったと思われる。条文を見ておこう。

第七条 國體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

この条文にかかり検挙などがなされた事例に、戦時下のキリスト教団体がある[藤尾, 1972; 加藤, 1992]。例えば、灯台社事件、耶蘇基督之新訳教会事件、ブレマス・プレズレン事件などが知られている[特に、佐々木, 1966]。ドイツにおける抵抗運動に通底しているように見えるキリスト教的性格[服部, 2019:144]を想起した場合に、検挙された人物たちの抵抗の論理の中に「(人間の)尊厳」が含まれていたか否かが、一つの試金石となるであろう²¹⁾。現時点での私見は、日本のキリスト教抵抗運動における「尊厳」概念が占める位置は、ドイツ反ナチ抵抗運動におけるそれよりも小さいように見える。

抵抗運動としては、上記の(改正後の)治安維持法第7条とは異なるが、戦後のプラカード事件との関連からの(人的な)連続性を考えると、共産主義およびそれに関わる運動に与した面々における諸言説が、考察の資史料となるであろう。本稿ではこれを扱う余裕はないが(治安維持法一般につき、さしあたり、[奥平, 2006]を参照)、例えば、プラカード事件の弁護人の一人の青柳盛雄[青柳, 1987]などを一読しても、抵抗の論理の中に「尊厳」という言葉は見当たらない。

17) 同種のことに注目する先行文献の一例として、参照、[松田, 2012]。

18) 「富士の国」づくりに向けて http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-120/fujisan_fujinokunidukuri.html (最終アクセス日: 2019年10月18日) は、静岡県の公式ホームページである。次注に続く。

19) 参照: http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/fujisanpage/mt_fuji/charter.html (最終アクセス日: 2019年10月18日)。

20) 参照, [高橋, 2011: 42-43]。

21) この点に関しては、[中野・壬生, 1959]などの文献があるが、戦後におけるものがメインであり、ナチ期のドイツについては「ナチと闘うキリスト者」としてニーメラーやバルトラに言及があるものの、記述としては豊富ではない。肝心の「尊厳」概念についても同様で、主立った記述が見受けられない。他にも、[同志社大学人文科学研究所編, 1968・1969]をはじめとした先行研究があるが、立ち入った検討については他日を期したい。

私見は、尊厳の主体として(も)、なおも「國體」とは何かを考える必要があると解する。それは、ひとえに、今日なおも、日本の「國體」なるものが「護持」されていると考えられるからであり²²⁾、このことと関連して、尊厳の担い手につき、「國體」あるいはその中核にある《天皇・皇室》に絞って捉える見解が見受けられることにある。

この点に立ち入っていくにあたり、日本国憲法の制定(大日本帝国憲法の改正)に際して、そもそも「國體」が変更したのか、という議論における一つの見解を瞥見しておきたい。注目したいのは、戦前・戦時に活躍した法理学者・廣濱嘉雄の、戦後の論稿における理解である[廣濱, 1954]。

廣濱の法理学の中で最も特色のあるものは、《法の三重構造論》であり、組織規範・行為規範・整序規範という三種類の規範が立体的に重層構造を採っていることが、その勘所である²³⁾。三種の規範のうち最も重要なものが組織規範である(単に「制度」とも言われる)。この組織規範は、廣濱の三重構造論において最も重要な位置を占めており、本稿が注目する廣濱の「國體」論とも関連するので、ここで直接引用しておきたい。

「組織規範は、直接に国民の行為を動機づけたり[服部注：これは行為規範の役割]、国民の入り込む生活関係を整序したりする[服部注：これは整序規範の役割]意味の規範ではなく、国民に特定の組織そのものを与えられたものとして受取らせ、それを尊重する態度を執らしめることによつて、歴史化の道に精進する国民の生活を可能ならしめる規範であるとともに、行為規範と整序規範とに生命と權威とを賦与する規範でもあるのである。即ち、日本憲法(成文法たる日本国憲法だけを指すのではない。成文日本国憲法は日本憲法のすべてではない)という組織規範の存することによつて、行為規範たり整序規範たる国法が、その存立を完うしており、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ること²⁴⁾を目指す組織規範に基づき、身分法的な行為規範と整序規範とが、その存在を理由付けられ、私有財産制度・契約自由制度・過失賠償制度等に関する組織規範に基づき、財産法的な行為規範と整序規範とが存立しえておるのである」[廣濱, 1954: 45, 傍点は服部による]。

廣濱がここに言う組織規範は、いわゆる法段階説を意識しているものでもあり、他の2つの規範すなわち行為規範・整序規範よりも上位に組織規範が位置しており、そこから前二者の効力が生じる。本稿の関連では、廣濱が言う「日本憲法」というものである(日本国憲法ではない)。これは、第二次大戦後の聯合國占領下における日本の法的状況、特に憲法をめぐる諸点にも連なってくる。廣濱は、占領下における「組織規範」を、「オキュパイド・ジャパン時代の日本国の組織規範の変態的構造」として、また次のように二重構造体であったと捉える。

「当時[オキュパイド・ジャパン時代]の日本国の組織規範は、連合国の管理規範を上部構造として、

22) このことは、平成から令和への「譲位」において(「譲位」における「おことば」)、「國體の護持」への意識が看取され得ることに因る。一例として、参照、[佐藤×片山, 2019: 7頁, 特に佐藤発言]。

23) 廣濱の見解(三重構造論を含む)については、変動が見受けられる。詳細については、[服部, 2016]を参照されたい。特に本稿に関連するところとしては、同306-309頁の参照を乞う(本文で以下(戦後の)廣濱について論じるところは、この拙稿と一部内容が重複することをお断りしておく)。

24) ここで言われている「個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ること」とは、家事審判法の第1条にある文言でもある。

日本憲法を下部構造とする二重構造体のものであつたために、当時の国法たる行為規範や整序規範には、純粋に日本憲法を組織規範とする見地から見て、その妥当性の疑われるものが頗る多かつた。学者はこの現象を超憲法的権力の制約下における変態的なものと見て、またやむをえないことであつたとしていたのであるが、私は、当時の日本国の組織規範は、割り切れない関係に置かれた二重構造のものであつたとして捉えており、平和条約の発効による連合国側の定立にかかる組織規範たる管理規範の失効によつて、日本憲法純一の組織規範に復原したものであり、かように組織規範に変革があつた以上は、その組織規範に光被せられ、権威づけられていたとするものであり、それ自身別に制定法上の改廃の手續がとられなくても、当然その規範意味に変革をもたらすものであり、日本憲法単一の組織規範によつて容認されえないものは、その効力を失うものとせざるを得ない」〔廣濱、1954：48-49〕。

廣濱は、その三重構造論と、(当該論文か書かれていた)当時の法学者の注目を集めていた法解釈論争における議論について論を進める。本稿でも、これに関わるポイントのみ見ておくと：上述した、「日本国憲法」の制定に際して、それが「大日本帝国憲法」の改正という形で行われたことにつき、法解釈の問題なのか、[当時この法解釈論争におけるトピックでもあつた、解釈者の]政治的責任の問題なのか、ということにつき、廣濱は、「政治は法解釈を超えて、組織規範を改廃する」として、そのことを我々が身近に体験したこと、この改正を挙げ、そのプロセスに関して、次のように説いている：

「日本国憲法の制定に当り、帝国憲法の定める手續によつて、新憲法を制定すべきか、すべからざるかを決するについて、法解釈にどれほどの力があつたのであろうか。マックアーサー元帥は、声明を發して、『本改正憲法が明治二十二年發布の憲法と完全な法的持続性 (complete legal continuity) を保障されるのが絶対に必要である』と述べたことによつて、事が決せられたのではないか。かく解することによつて、帝国憲法が廢止されて、新たに日本国憲法が制定されたものでなくなるのだから、日本国家の法的持続性 (国体) には、変革がなかつたことになるかと解釈されうるのであろう。いずれにせよ、まさに、鶴の一声によつて事は決したのではないか」〔廣濱、1954：55-56、傍点は服部による〕。

法解釈論争という文脈に戻ると：この論争の主役である来栖の概念法学批判に言及しこれに同意する廣濱は、「日本国憲法」の解釈態度につき、「日本憲法学が、さような Buchstabenjurisprudenz (条文崇拜法学) にむしばまれないでもらいたいと念じている一人なのである」と言う文に続き、「…日本国の憲法は、法典たる『日本国憲法』に尽きるわけではない」と述べる〔廣濱、1954：59〕。

今一度、先に引いた、占領下～それ以降の日本における組織規範に関する理解との関連で、次の一節に注目を促しておきたい：

「日本国が一つの憲法を有ち、かつ、一つの憲法に日本が有たれながら、日本国の国法たる行為規範と整序規範とに生命と権威とを賦与する機能を欠くところなく営みうようになつて以上は、日本の憲法、即ち日本の組織法に分裂の事実ありとは認められない。たしかに、オキュパイド・ジャパンの時代にはそれが認められた。しかし、それは昭和二十七年四月二十七日〔服部注：サンフランシスコ平和条約が発効した二十八日の前日にあたる〕をもつて消え去つた筈である。その「筈」の実現が渋滞しているようなら、その実現のために精進すべき任務をこそ、法律家が負わねばならないのではなからうか。憂えられている『法の不信』ということも、帰するところは、二重組織規範の下において、超日本

憲法的な法令が夥しく制定され、それが、独立を恢復して日本憲法一本の純一組織規範に復原した今日に至るも、その解釈においても、適用においても、整理がついていないことに起因するのだと思う。そうして、その復原力を弱め、その整理を妨げているものは、個人の尊厳に藉口する利己主義ないし集团的利己主義であるように思われる」〔廣濱, 1954: 61, 傍点は服部による〕。

ここまででのポイントは2点ある。1点目は、「日本国憲法」ではなく「日本憲法」とあることである。成文法典の「日本国憲法」以外の（あるいはそれを含めた）「日本憲法」とは何か？ 廣濱の戦前～戦時の組織規範に関する理解を背景として言えば、その中には「國體」というものが入ってくることは、疑いの余地がないところである（戦時期の廣濱の文献ではあるが、〔廣濱, 1943: 210・213 頁など〕）。2点目として、かかる「日本憲法」（の総体）ということについての理解を妨げるものに、（集团的）利己主義が挙げられている。刮目すべきは、そのいわば論拠として「個人の尊厳」が据えられているということである。成文の日本国憲法第24条第2項において、婚姻の自由について「個人の尊厳」が掲げられているにもかかわらず、廣濱の「日本憲法」にとって完全に適合するようなものとして考えられていないということは、廣濱の「憲法」観として見過ごせない。

総じて言えば、廣濱において確認できることとして、「日本憲法」の中にあるであろう（不文の憲法としての）「國體」は、戦後においてもいわば護持されている、ということである²⁵⁾。

25) この「日本憲法」という語は、実は、宮澤俊義が、その所謂八月革命説を論じるにあたり用いざるを得なかったものでもある。やや長文だが、該当箇所を見ておこう：

「日本憲法についていへば、天皇が神意にもとづいて日本を統治し給ふとする原則は日本の政治の根本建前であり、憲法自體もその建前を前提とし、根柢としてゐたと考へられる。従つて、その憲法の定める改正手續でその根本建前を變更するといふのは論理的な自殺を意味し、法律的不能だとせられなくてはならぬ。すなはち、天皇が神意にもとづいて日本を統治し給ふといふ原則は憲法に定める憲法改正手續を以てしては變更するなどができない、といふのが多くの憲法學者の一致した意見であつた」〔宮澤, 1946: 67〕。

ここでの「日本憲法」概念について、おそらく二通りの解釈が可能である。一つは、当時はまだ効力を有していた「大日本帝国憲法」である（この解釈のほうが自然かもしれない）。もう一つは、この論文の後のほうで、「天皇が神意にもとづいて日本を統治せられる」こと・「天皇制」を「國體」としている理解を示している点である〔宮澤, 1946: 69〕。

本稿は憲法学について云々するものではないが、この「日本憲法」に関わる宮澤の戦時期のテキストにも一瞥しておこう〔宮澤, 1942。以下、本段落における丸括弧内の数字は同書のページ番号を表す〕：宮澤の1942（昭和17）年の『憲法略説』では、「第一章 序説」「第三節 日本憲法の法源」において、まず、法源（「法の形式または法規形式」）につき、成文法／不文法を区別し（18-19）、日本憲法についても、「成文法源」と「不文法源」とを区別する。「日本憲法の成文法源」としては、「典憲制定に關する御告文」を最初に説示し（19-20）、宮務法／政務法（國務法）に区別した後、それぞれに属する成文法源として、宮務法としては皇室典範・皇室令を（20）、政務法としては大日本帝国憲法、法律・勅令・議員規則、國際條約を挙げる（20-24）。本稿（の文脈）の関心から興味深いのは、「日本憲法の不文法源」である。宮澤は、「法源として不文法がどのやうな地位を占むべきかはひとへにそれぞれの國法によつて決定せらるべきことで、超實定法的な『理論』によつて決定せられることはできぬ」とするが（24）、「法がそのすべての部分・段階においてつねに成文の形式をとることは實際に不可能であるから、いかなる國法も不文法を全く缺くことはできぬ」ともしており（24-25）、法令第2条（当時の条文）を挙げる（25）。

近年、「国体」への関心の高まりのなかで、日本の戦後史を「国体」概念を以て分析しようとする試みが注目を集めている。広く読まれている文献は²⁶⁾、「日米安保体制を最重要の基盤とする戦後日本の対米従属体制（永続敗戦レジーム）を、戦前からの連続性を持つ『戦後の国体』』であるとしている〔白井、2018：57-58〕²⁷⁾。卑見は、かかる分析を批判したり排斥したりするものではない（また本稿が廣濱に注目した上で展開した「國體」論は、近年の「国体」論と競合するものでもないであろう）。ただ、事をシンプルに、また「國體」に関する戦前・戦時からの議論を念頭に置くのであれば、対米従属云々ということ「戦後の国体」とする見解よりもむしろ、「日本憲法」という不文の組織規範－憲法に「國體」が位置しており、それがそのまま護持され続けている、と見たほうが、（法）理論的に筋が通っているように見える。一点のみ、注意を促すと、「国体」を「レジーム」という用語で捉えきれぬのか、という問題を指摘しておきたい²⁸⁾。憲法自体の訳語である *Verfassung*（ないし *constitution*）が〔廣濱、1943：250〕、「國體」を核実として定立されるものとして理解されてきていた〔廣濱、1943：213〕。このことは、不文の憲法として「國體」を把握することの有益さを示すものであろう。

憲法においても、「わが憲法の研究にあつてはなにより現行の成文法源成立以前に行はれた憲法の不文法がきまはめて重要な意味をもつ」としており（同頁）、ダイシーのイギリス憲法に関する、憲法規範と憲法習律の区別を一瞥してから（25-26）、憲法習律につき「勿論法ではない。しかし、法に轉化することもある」とした上で、「わが國法についてもかやうな意味の憲法的習律を考察することは憲法研究上大いに重要である」と書いている（26）。

かかる宮澤の見解からして、戦後の「日本憲法」において、終戦前に語っていた《不文の法としての憲法》のとして、《國體》が観念しうるか否かについては、昨今深められてきつつある宮澤に関する諸研究〔篠田、2017〕などを含めて、機会を改めて考えたい。

26) 本稿では、白井聡の見解のみを取り上げるが、他にも、〔篠田、2017〕における国体論（の批判的評価）も、本稿の問題関心（特にここでの議論）にとって、重要な見解である。篠田も、（白井に近いような）国体論の二重構造などを説いているが（同書142）、卑見では、白井に対する批判的なコメントと同様に、事を難しく考えず、不文の憲法たる「日本憲法」なるものが、現在の日本においても、天皇制を中心に拍動しているということ考えたほうが、より実態に即した把握になるものと思案する。

27) 白井は、同書の別の箇所では、国体につき、天皇制と関連づけながら、別の「定義」を与えているように読める。即ち、白井『国体論』は、「天皇制あるいは国体を、基本的にあくまで近代日本が生み出した政治的および社会的な統治機構の仕組みとしてとらえることに、自己限定した」とあるところである〔白井、2018：317、傍点は服部による〕。むしろこの「定義」のほうがしっくりくるが、いずれにせよ、（法学者ではない）白井の行論の中に、《（それ自体が）法であるものとしての国体》という観点が（相対的に）希薄であるように見える。けれども、国体はすぐれて法的概念でもあることに、注意が必要であると思案する（白井は、同書において、国体をめぐる諸見解につき分析を加えているが、『國體の本義』をはじめとした重要なテキストが組上に載っていない（あるいは組上の中中央に載せていない）ところは、読者として喰い足りない）。次注に続く。

28) 白井は、『国体論』に先立つ『永続敗戦論』において（既に）、その第三章を「戦後の『国体』としての永続敗戦」として紙幅を割いている。そこで、「戦前のレジームの根幹が天皇制であったとすれば、戦後レジームの根幹は、永続敗戦である。永続敗戦とは『戦後の国体』であると言ってもよい」とする（白井、2016:207）。そこでいう「国体」については、片山杜秀による里見岸雄の言及を参照しつつ、とりわけ（片山による里見の見解の整理である）「犠牲を強いるシステムとしての国体」という点に注目して、（戦後の）国体論にメスを入れる（白井、2016：214-215以下、片山、2012〔：210-213〕）。私が白井（と片山）に対して疑問を持つのは、国体を「システム」という外国語ないし外来語を引き合いに出して説明し尽くせるのか、という素朴な疑問である。本文で述べたように、もし「国体」に外国語を充てるのであれば、それは *constitution* ないし *Verfassung* でよく、かつそれは不文の憲法でもあり、そしてそれ故に「法的」な観点からの分析が必須なのではないか——これが私見の骨子である。

むすびにかえて

いったい、日本社会において、(あるいは高々と掲げられる)「人間の尊厳」とは何を意味しているのか、そしてどのような役割を果たしているのか?—この素朴な質問に応えることは、実は、そう簡単なことではない。「尊厳」という言葉自体はよく目にして耳にしても、その言葉を発するのが、自らの「尊厳」を危殆化あるいは否定された当人でなければ、あるいは人々に響いてこないのではないか。翻って、それを危殆化されていない人間が「尊厳」と大声で発しても、反響板から届く音の周波数が「尊厳」と聞き取れるようなものになっているかどうか、という難点が存しうるようにも思える。おそらく深刻にうけとめるべきは、Ⅲ. 3. で見たように、人々の「尊厳」が数多くの局面で危険に晒され、侵害され、否定されるということが、声高に報じられるとしても、「法律」に高々と係留されている肝心の「尊厳」がこれに呼応していないかのような空転状況ともいべき事態である。

歴史的に「人間の尊厳」をみた場合、それは、吉田静致に見られるごとく、すでに大正時代においては、我々が知っているはずであった。他面で、江戸以来の《國體の尊嚴》のほうが、人々の意識に強く働いていたのであろう。それが公的なテキストである『帝室制度史』に「皇位ノ尊嚴」と共に係留された。そして、改正治安維持法において「神宮若ハ皇室ノ尊嚴」が掲げられた。ここで同法や同条項におけるかかる「尊嚴」が人々の行動を規制していたことは、歴史的事実でもある。素朴な疑問として浮かぶのは、その間に、我々が既に知っていたはずの「人間の尊嚴」はどこにいったのか? ということである。私見を明確にするため、ややくどいが次の点を付言しておかなければならない: 私は、治安維持法自体の負の歴史についてはきちんと反省すべきであるという考えではあるが、今日の社会において(法律に明記されない限り)、神社や寺社や教会や皇室が尊嚴の担い手であること自体について難じるつもりはない。より根本的な問題なのではないかと勸練るのは、《そうした「神宮若ハ皇室ノ尊嚴」にカウンターもしくはオルタナティブとして出てくるはずの「人間の尊嚴」という考えが、どうも、戦時期の日本の抵抗運動において看取され得ないのではないか》という疑問が持つ意味である。共産主義やそれを弁護する人間(においては戦後のプラカード事件にも目配せをしておく必要もあろう)は、またドイツの反ナチ抵抗運動の各方面においてあるいは通底していたであろう「キリスト教的自然法」を有していた²⁹⁾はずの戦時下の日本のキリスト者(のうち特定の宗派からではあるが)は、「人間の尊嚴」を引き合いに出すことができなかったのか、そうだとしたらそれは何故か?—このことが、今日の日本社会に「人間の尊嚴」が根付いていないのではないかという私の懸念をどの程度裏打ちするかはともかくとして(そのためにはよりきちんとした論証が必要となろう)、本稿は、さしあたり、戦時~戦後において「人間の尊嚴」が持ち出されていないことを確認するに止める。今後の課題としては、おそらく「人間の尊嚴」の代わり(の一つ)となっていたのが「人権(基本的人権, 基本権)」であると思われる。ただし、「人間の尊嚴」と「人権」とは、意味内容も、法・政治・社会・経済・哲学といった諸文脈における歴史的展開も異なるのであって、この点については、慎重な検討を要する。

我々の視線を「いま」に向け直すと: 現代の日本社会を「分断社会」と分析した井手英作は、松沢裕作と共に、明治社会を「獣の世」と断じた出口なおに注目しながら、通俗道徳の実践にエネル

29) この点については、参照、[服部, 2019: 144, さらに152]。

ギーを費やした多くの失敗者で溢れている現代の「分断社会」が「獣の世」と化した、と説く〔井手・松沢、2016〕。井手・松沢の所論は現代社会の問題分析として傾聴に値するが、では、そこに、獣ではない或いは獣と区別された「人間」の社会を特徴づけるものが何かにつき、現代の「分断社会」を分析する井手・松沢が用意する回答の中には「尊厳」という用語を見い出せない。このことは、他ならぬ「人間の尊厳」の意義を今日の日本社会において見い出そうとする立場にとっては、重大な意味を有する。というのも、「尊厳」の概念史を紐解けば分かるように、キケロもプーフエンドルフも（ここにI. 3. で見た吉田静致も加えてよいであろう）、「尊厳」の担い手として「人間」を考えるにあたり、「獣」あるいは「動物」との対比が行われていたからである〔von der Pfordten, 2016: 17-18, 31-32〕。本稿と対をなす拙稿〔服部、2019〕において、私は、「人間の尊厳」が日本においてモノになっていないのではないか、という疑問を提示しておいた。井手・松沢の検討は、日本社会の問題を鋭くつくという点では裨益するところが大きい（残念ながら）そこに「人間の尊厳」という文言が出てこないということあたりは、あるいは、本段落の冒頭で述べた卑見がなお妥当するものとなっていることを示してしまっている。もし、『人間の尊厳』が日本においてモノになっていないのでは？』という問いに残念ながら首肯せざるを得ないとしたら、では、「モノにする」ためにはどうすればよいのだろうか？ 手掛かりとしては2つある。

1つ目は、戦争体験である。この場合に範となるのは、戦後の（西）ドイツのボン基本法に至る道であろう。ただし、日本において、戦争体験が人間の「尊厳」と必ずしも結びつくものではないということも、最近の議論状況を見ると比較的容易に確認することができてしまう。すなわち、安楽死－尊厳死を志向する橋田壽賀子その人につき、戦争体験の観点から改めて見ると：橋田の「死生観の根っこにあるのは、戦争体験です」とされる〔橋田、2017: 22, 以下、本段落における丸括弧内の数字は同書のページ番号を表す〕。京城で生まれ、大阪～東京に移り、橋田は、軍需工場で軍国少女として働いていた当時を振り返りながら、また母の生死の安否をめぐる回想の後に、「死生観というものが、全然違っていたんです。昨日生きていた人が今日は死んでしまっても、何も驚かない。死ぬのが当たり前で、生きてるほうが奇跡みたいな時代でした」(27-28)。占領期になると、「戦争は終わりました。ところが死ぬ覚悟は変わらなかつたものの、アメリカ兵が来なかつたことに拍子抜けした、と言う(29)。「戦争中のあの頃を思えば、どんな逆境でも怖くありません。だから死ぬことだって怖くないんです」(32)。ただ、食糧難において、毎日ウドばかり食べていた橋田が、食糧の買い出しで辿り着いた山形県でおはぎを食べたときに、「明日こそお国と一緒に死ぬんだと思ひ詰めていたのに、身近にあった死とはまるで反対の、生と希望と未来を感じる事ができたのです」(35)。続いて、「そういう意味では、戦争は決して私にとってマイナスじゃなかつた。あとは儲けた命、儲けた人生だと思ひました。もういっぺん生きられるなら、一所懸命に生きなければならぬ。いままでそう考えてきたから、苦勞を苦勞と感ずることもありませんでした」(36, 『おしん』執筆の話がこれに続く)。安楽死－尊厳死を説く橋田の死生観がかくあるものとする、《戦争の悲惨さ→人間の尊厳の大切さ》とは（だいたい）異なつたロジックが働いていることが分かる。尤も、私見は、橋田が食糧難においておはぎを食したときに感じたという生のモメントに、尊厳の別の可能性を見出している。この点については別の機会に検討を行つてみたい。

2つ目は、日本人の精神性に沿つた形で「人間の尊厳」という概念を考え直す、という道である。一例として、倫理学者の竹内整一の見解を挙げると：竹内は、花崎皋平〔花崎、2001〕が説く、共感・共生関係につき、「やさしさ」・「ピティエ」という観点からこれを丁寧読み解き、そこから人間の「尊厳性」について説いていくことに注目している（〔竹内、2016: 180-185; 花崎、2001: 〕

229-232]。花崎の「存在の尊厳」論は、拙稿 [服部, 2019:160] で一瞥した「人間に値する生存」という文脈から見ていく必要もあろう)。この場合の「尊厳」は、人間だけに属するものでなく、自然存在にも認められるものであり、竹内はさらに、高史明の見解 [高, 1981] にも触れつつ、「やさしさ」という観点から、人間と自然との間について、興味深い見解を展開している³⁰⁾。

あるいは、3つ目の手がかりとして、Ⅲ. 1. で見た「品格」ブームを考えることができるだろうか (なお、私見は、別に「品格」(ブーム) それ自体を批判するわけではない)。「品格」ブームが「尊厳」と繋がらなかったということについては、同所で簡単ながら考察を試みておいた。もっとも、英語では“dignity”と共に訳される、「品格」と「尊厳」という2つの語が全く無関係ではあるとは思われない。一つには、「品格」ブームが、「品格」とは区別され(う)るところの、「尊厳」としての“dignity”とどのような関係にあるのか、あるいは後者にとって前者が何を意味するのか、ということが手がかりとなり得る。もし直結するのであればなおさら、そうでないとしても、「品格」ブームは、「人間の尊厳」ということを説くための、肥沃な土壌を表わしているものとも言えそうである。その深層にある「國體の尊厳」といった鞏固な岩盤はかかる土壌を耕すことを難作業とするものか否か? 「國體」にまで鋤を入れる必要があるか? だが、「人間の尊厳」のデリケートな種子自体を丁寧に植えて、芽吹いたところで温かく育てていくことは、なかなか難しい。2つ目として、「品格」ブームが、その主体をどんどんと拡張していき、「人間の品格」がきちんと説かれるに至った場合に、それが「人間の尊厳」なのか、ということについて、期待半分、注意半分、検討が俟たれるところである。上述した2つの手掛かり(戦争体験/日本人の精神性)を手に、「人間の尊厳」をどう「モノにする」ことができるのか。「品格」と「尊厳」の違いに留意しながらも、前者で起きたブームが後者でなぜ起きなかったのか、大きな盛り上がりを見せた「品格」ブームを「尊厳」の方向へと向きを変えることができるのか(そのような試みに何らかの問題はないのか)? ブームが一段落したと見られる今日、日本社会における「尊厳」をめぐる諸問題と法(律)のあり方を見つつ、「尊厳」概念をいまいちど消化しながら、考え直す気運が目に見えた頃合いに、我々はようやく《尊厳(論)の復権》ということ語りうるように思われる——その場合に《復権》した「尊厳」の「担い手」は「人間」であることが期待されよう³¹⁾。

[付記] 本稿は、国際法哲学社会哲学連合(IVR)第29回世界大会(於:スイス連邦共和国・ルツェルン)の中で開催されたSpecial Workshop 43 “Menschenwürde ohne Metaphysik”(形而上学なき人間の尊厳)において、2019年7月11日に“Was lehrt uns das Scheitern der Verwurzelung des Begriffs der „Menschenwürde“ in Japan?”との題目で行った口頭報告を基礎として、大幅に手を加えたものである。

本稿は、JSPS 科研費(JP19K01253)および2019年度南山大学パツヘ研究奨励金I-A-2の助成を受けたものである。

30) [相良, 1998a:144-149]において、尊厳に関するいわば実存的理解が呈示されていることも、この文脈で触れておいてよいであろう。

31) 本稿は、本来ならば、ここで、「法理論研究者の尊厳」に関する千葉正士の見解 [千葉, 2015:261-282]を取り上げるべきであったが(千葉が説くところは私なりに咀嚼しながら本稿およびその前身となる仕事([付記]欄参照)に取り組んだつもりではある)、紙幅と時間の都合上、これを扱うことができなかった。この点については、「(人間の)尊厳」に関する千葉自身の考えと向き合いつつ、機会を改めて取り組んでみたい。

文献リスト

○和文（アルファベット順）

- 青柳幸一, 1996, 『個人の尊重と人間の尊厳』, 尚学社。
- 青柳盛雄, 1987, 『治安維持法下の弁護士活動』, 新日本出版社。
- 坂東眞理子, 2006, 『女性の品格 装いから生き方まで』, PHP 研究所。
- 坂東眞理子, 2011, 「日本人の品格〔講演〕」, 経済季報 432 号, 1-10 頁。
- 千葉正士, 2015, 『法文化への夢』, 信山社。
- 同志社大学人文科学研究部編, 1968・1969, 『戦時下抵抗の研究: キリスト者・自由主義者の場合 I・II』, みすず書房。
- 藤尾正人, 1972, 「戦時下キリスト教迫害関係資料について」, 参考書誌研究 5 号, 1-18 頁。
- 藤原正彦, 2005, 『国家の品格』, 新潮社。
- 花崎皋平, 2001, 『増補 アイデンティティと共生の哲学』, 平凡社。
- 橋田壽賀子, 2017, 『安楽死で死なせて下さい』, 文藝春秋。
- 服部寛, 2014, 「日本の法律学方法論の史的展開に関する批判的検討——昨今のドイツの論争・議論状況を手がかりに——」, 法哲学年報 2013, 244-256 頁。
- 服部寛, 2016, 「廣濱嘉雄の法理学に関する一考察——三重構造論とその展開を中心に——（四・完）」, 松山大学論集 28 卷 1 号, 268-357 頁。
- 服部寛, 2019, 「第2次世界大戦時・戦後直後のドイツにおける『尊厳』概念に関する覚書」, 酒匂一郎・新谷真人・福永清貴編『市民法学の新たな地平をもとめて——法哲学・市民法学・法解釈学に関する諸問題——（篠原敏雄先生追悼論文集）』, 成文堂, 135-161 頁。
- 廣濱嘉雄, 1943, 「現代法理学の基本問題」, 孫田秀春責任編輯『日本國家科學大系 第五卷（法律學一）』, 實業之日本社, 197-282 頁。
- 廣濱嘉雄, 1954, 「法における解釈と適用（上）」, 法哲学年報 1954, 41-67 頁。
- 堀米庸三, 1976, 『わが心の歴史』, 新潮社。
- 保坂展人, 2016, 『相模原事件とヘイトクライム』, 岩波書店。
- 井手英策・松沢裕作, 2016, 「分断社会の原風景——『獣の世』としての日本」, 井手・松沢編, 2016, 『分断社会・日本——なぜ私たちは引き裂かれるのか』, 岩波書店, 2-15 頁。
- 今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英校注, 1973, 『水戸学（日本思想大系 53）』, 岩波書店。
- 井上達夫, 2019, 『立憲主義という企て』, 東京大学出版会。
- 磯部忠正, 1983, 『日本人の信仰心』, 講談社。
- 梶山知唯, 2013, 「いじめから一人でも多くの子供を救うために いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」, 時の法令 1938 号, 4-22 頁。
- 荻部直・片岡龍編, 2008, 『日本思想史ハンドブック』, 新書館。
- 片山杜秀, 2012, 『国の死に方』, 新潮社。
- 加藤恵司, 1992, 「昭和の異端尋問——治安維持法の運用とその法思想的考察——」, キリスト教と諸学 7 号, 37-56 頁。
- 高史明, 1981, 『いのちの優しさ』, ちくま書房。
- ホセ・ヨンバルト, 1990, 『人間の尊厳と国家の権力: その思想と現実, 理論と歴史』, 成文堂。
- 正木慶秀, 1942, 「日本國體論」, 孫田秀春責任編輯『日本國家科學大系 第三卷 國家學及政治學一』, 實業之日本社, 1-137 頁。
- 松田純, 2010, 「多文化時代における人間の尊厳」, Moralia 17 号, 23-40 頁。
- 松田純, 2012, 「人間の尊厳と伝統的な日本の生命観」, ドイツ応用倫理学研究 3 号, 108-113 頁。
- 宮澤俊義, 1942, 『憲法略説』, 岩波書店。
- 宮澤俊義, 1946, 「八月革命と國民主義」, 世界文化 1 卷 4 号, 64-71 頁。
- 文部省, 1937, 『國體の本義』。

- 森村進, 2008, 「特集『人間の尊厳と生命倫理』を読んで尊厳観念への違和感を考える」, 『法の理論 27』, 成文堂, 145-155 頁。
- 中野教篤・壬生照順, 1959, 『信仰者の抵抗: 宗教平和運動の歴史』, 誠心書房。
- 新渡戸稲造 (矢内原忠雄訳), 1938, 『武士道』, 岩波書店。
- 新渡戸稲造 (樋口謙一郎・国分舞訳), 2008, 『武士道 BUSHIDO: The Soul of Japan』, IBC パブリッシング。
- 新渡戸稲造 (山本博文訳・解説), 2010, 『現代語訳 武士道』, 筑摩書房。
- 奥平康弘, 2006, 『治安維持法小史』, 岩波書店。
- 尾高朝雄, 1947a, 「戦後における法學の課題」, 人文創刊號, 43-69 頁。
- 尾高朝雄, 1947b, 「國民主權と天皇制」, 國家學會編『新憲法の研究』, 有斐閣, 18-43 頁。
- 相良亨, 1998a, 『誠実と日本人 [増補版]』, ぺりかん社。
- 相良亨, 1998b, 『日本人の心と出会う』, 花伝社。
- 相良亨, 2010, 『武士道』, 講談社。
- 佐々木惣一, 1947, 『憲法改正斷想』, 甲文社。
- 佐々木敏二, 1966, 「治安維持法改悪とキリスト教会——国体否定と神宮・皇室の尊嚴冒瀆——」, キリスト教社会問題研究 10 号, 39-77 頁。
- 佐藤優×片山杜秀, 2019, 「天皇は『讓位』によって国体を守ろうとした」, SAPIO 改元特別号, 6-9 頁。
- 篠田英朗, 2017, 『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』, 筑摩書房。
- 白井聡, 2016, 『永統敗戦論——戦後日本の核心 (講談社 + a 文庫)』, 講談社。
- 白井聡, 2018, 『国体論 菊と星条旗』, 集英社。
- 高橋広次, 2011, 『環境倫理学入門 生命と環境のあいだ』, 勁草書房。
- 高山善裕, 2017, 「『成年後見制度の利用の促進に関する法律』の概要」, 法律のひろば 70 卷 2 号, 24-30 頁。
- 竹内整一, 2010, 『「おのずから」と「みずから」——日本思想の基層 [増補版]』, 春秋社。
- 竹内整一, 2016, 『「やさしさ」と日本人 日本精神史入門』, 筑摩書房。
- 帝國學士院, 1937, 『帝室制度史 (第一卷)』。
- 上野千鶴子×橋田壽賀子, 2019, 「対談 好奇心が枯れるまでよく生きて, 上手にサヨナラしたい」, 婦人公論 1518 号, 12-15 頁。
- 柳父罔近, 2019, 「無教会における『福音と国家』——矢内原忠雄の場合を中心に——」, ビューリタニズム研究 13 号, 2-10 頁。
- 山田孝雄^{たかお}, 1962, 「吉田静致博士の人と思想」, 精神科学創刊号, 44-49 頁。
- 矢内原忠雄, 1990, 『戦時下松本新年講演集』, 新地書房。
- 吉田静致, 1914, 『國民道徳の新修養』, 教育新潮研究會。
- 和辻哲郎, 1947, 「國體變更論について佐々木博士の教を乞ふ」, 世界 15 号, 44-53 頁。
- 欧文 (アルファベット順)
- Mariko Bando (trans. by James M. Vardaman), 2008, *The Dignity of a Woman*.
- Masahiko Fujiwara (trans. by Giles Murray), 2007, *The Dignity of the Nation*.
- Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1821, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 1821, von Klaus Grotzsch (Hrsg.), *Auf der Grundlage der Edition des Textes in den Gesammelten Werken Band 14*, 2017. (邦訳: 上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『ヘーゲル 法の哲学 上巻』(岩波書店, 2000 年))
- Inazo Nitobe, 1899, *Bushido. The Soul of Japan. An Exposition of Japanese Thought*, in: *The Works of Inazo Nitobe Vol. I*, 1972.
- Dietmar von der Pfordten, 2016, *Menschenwürde*.

On the Concept of “Dignity” during and right after World War II in Japan: A Memorandum

Hiroshi HATTORI

要 旨

近年、法律において、また日々のニュースでも、「〇〇の尊厳」という形で、「尊厳」という語を見聞きする機会が確かに増えてはいる。しかし、少なくとも日本の法律（学）において「人間の尊厳」が何であるのかについては、なおも明白とはいえない。本稿では、「尊厳」概念自体に関して、西洋語（“dignity”）との関連と日本語の「尊厳」の概念史的系譜を意識しながら、第2次世界大戦時・戦後直後（から今日に至るまで）の諸議論につき、「尊厳」という用語に固執して検討を行う。具体的には、まず、新渡戸稲造『武士道』を dignity（＝尊厳概念）の観点から見直し、水戸学、大正期における西洋からの「人間の尊厳」概念の採り入れの一コマ（と「國體の尊厳」との緊張関係）、次に戦後においては日本国憲法制定前後（における「國體」の尊厳）をめぐる議論に一瞥してから、さらには現代における「品格」本ブームと「尊厳」との（無）関係、また日本法における「尊厳」概念の少なさやその実効性如何につき、いじめ、高齢化社会、相模原事件などに触れその空転状況を見た後に、現代日本において「人間の尊厳」概念を根付かせるために必要な下作業として、「尊厳」の担い手や、戦時期の抵抗運動における「人間の尊厳」概念の不現出を指摘する。